

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ	—	亜硝酸根	別表3によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.005g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	乾燥いちじく	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぶんを除く。)	—	シアノ化合物	別表1の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タピオカでん粉中のシアノ化合物試験法」によること。	シアノ化合物を含有しているおそれがあるため。
	シアノ化合物含有豆類	—	シアノ化合物	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアノ化合物を含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ	イタリア産及び米国産にあっては各々の項によること。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	(1)イラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)  (2)(1)以外のものについては、別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	プラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	(1)中国産ハトムギについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)  (2)(1)以外のものについては、別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、プラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表1の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。
イスラエル	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イタリア	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	アーモンド、乾燥いちじく又はくるみを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ又はヘーゼルナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
イラン	アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく又は乾燥りんごを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
インド	養殖えび(ブラックタイガー(ウシエビ)を除く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	フライドリン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フライドリンが残留しているおそれがあるため。
	カレーリーフ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エチオン プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるエチオン及び基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	そば(粉を含む。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	クロルピリホス テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	トウジンビエ(学名: <i>Pennisetum glaucum</i> ) (粉を含む。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	乾燥パイナップルを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	トウジンビエを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

## 別添1

(最終改正:令和7年3月27日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
インド	ナツメグを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ひまわりの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成15年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	(1)コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。  (2) (1)以外のものについては、別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
英国	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
カナダ	ロブスター (大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臍及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出手から輸出されたものであって、かつ別途示すカナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品	—	安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)	令和6年3月28日付け健生食監発0328第2号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	令和6年3月28日付け健生食監発0328第2号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出されるおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰐	別途示す韓国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されていいるものを除く。	オキソリニック酸	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工場及び輸出手であって、かつ別途示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめの証明書及び冷蔵ひらめ肉確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。)に限る。	クドア・セプテンパンクタータ	別表1の8によること。	平成28年4月27日付け食監発0427第3号「 <i>Kudoa seputempunctata</i> の検査法について」によること。	$1.0 \times 10^6$ 個を超えるクドア・セプテンパンクタータ胞子が検出されるおそれがあるため。

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由	
韓国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	—	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒:0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。	
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。	
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。	
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。	
	トマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮トマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。	
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。	
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮まくわうりを除く。	クロルフェナビル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェナビルが検出されるおそれがあるため。	
	キムチ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。	
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。	
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	—	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。	
	クロアチア	アーモンド又は乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	コートジボワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
	スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スペイン	スウェーデン	アーモンド又はひまわりの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。	
	乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。	
スリランカ	乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。	
	うるち米	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。	
	カカオ豆及びその加工品 (カカオ豆のみを原料とするものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。	

## 別添1

(最終改正:令和7年3月27日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	ライギョ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	アカシア及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	アカワケギ(アカシヤロット)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	ハロキシホップ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	コブミカンの葉及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。	シペルメトリソ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシペルメトリソが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	生鮮マンゴーにあっては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルビリホス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルビリホス プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾農業部漁業署が発行した輸出證明書が添付されているもの除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	切り身のテラビア(イズミダイ) (スマーカ品(薰製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表1の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし、花椒又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
タンザニア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	イミダクロブリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロブリドが検出されるおそれがあるため。
	ごまの種子	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
中国	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものであって、別途示す中国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表1の5に、下痢性貝毒については別表1の6によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒: 4 MU/g、下痢性貝毒: 0.16 mg OA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	乾燥くこの実	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	くわい(学名:Sagittaria trifolia)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	パクロプロトライアル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロプロトライアルが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	しそ及びその加工品 (無加熱のもの、かつ飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発第1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
	そば(粉を含む。)	—	ハロキシホップ	(1)コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。 (2) (1)以外のものについては、別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	チアメキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるチアメキサムが検出されるおそれがあるため。
	菜の花(アブラナ科葉菜類の抽苔した花蕾及び茎葉)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	ジメトモルフ メビコートクロリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフ及び基準値(0.01ppm)を超えるメビコートクロリドが検出されるおそれがあるため。
	ひまわりの種子及びその加工品 (ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	プロッコリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあっては、別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン クロルビリホス	別表1の3によること。	クロルビリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 エンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれ、エンドリンが検出されるおそれがあるため。
	別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	エンドリンが検出されるおそれがあるため。	
	アーモンド又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、花椒又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	花椒を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	くるみ又はひまわりの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ごまの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	大豆を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

## 別添1

(最終改正:令和7年3月27日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	ハスの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	食品(未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したもの)を除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラン酸に係る試験法について」によること。	サイクラン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品(平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成30年11月28日付け生食発1128第4号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
チリ	ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。
トルコ	ヘーゼルナッツ	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ナイジェリア	ごまの種子	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
ニジェール	ごまの種子	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
ネパール	赤とうがらし又はターメリックを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、ターメリック、ナツメグ又はフェネグリークの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、ナツメグ、ひよこ豆又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
パキスタン	赤とうがらし、ピスタチオナッツ又はひよこ豆を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ハンガリー	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
バングラデシュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジドフルアジホップブチルメタミドホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップブチル及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者又は包装者から輸出された生鮮バナナを除く。	フィブロニル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.005ppm)を超えるフィブロニルが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホスフェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のものの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	リストリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。ただし、別途指示するものを除く。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O145	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O145で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O111	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O111で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリストリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。
	アーモンド又はごまの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ブルガリア	アーモンド、きび、ピスタチオナッツ又はひまわりの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ブルキナファソ	ごまの種子	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
米国	非加熱食肉製品 (加熱せずに食するものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のものの)タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食するものに限る。)(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のものの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リストリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リストリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	どうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	(1)容器包装に入れられたものについては、別表2によること。 (2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヶ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2) ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15ヶ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	乾燥なつめやし	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを10%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく又は乾燥りんごを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ターメリックを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成30年11月28日付け食安発1128第4号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。

## 別添1

(最終改正:令和7年3月27日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	ドキシサイクリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	ドキシサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	カエル及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン フラゾリドン	別表1の4によること。	エンロフロキサシン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 フラゾリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	エンロフロキサシン及びフラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品	—	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	トゲウナギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70°C1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表1の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エトキサゾール プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエトキサゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	カラマンシー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	きだちとうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾールが検出されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ライムの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	パクロブトラゾール プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロブトラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾールが検出されるおそれがあるため。
	アーモンド又はくるみを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又はどうもろこし(甘味種を除く。)を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ごまの種子又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。

## 別添1

(最終改正:令和7年3月27日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
ペルー	ブラジルナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
マリ	ごまの種子	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
ミャンマー	緑豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	チアメトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。
モザンビック	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	カルバリル チアメトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリル及び基準値(0.02ppm)を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。
ラトビア	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
リトアニア	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

(注1)当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2)各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも10 μg/kgを超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3)MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。 MFFB (percentage Moisture on a Fat-Free-Basis) = チーズの水分重量 / (チーズの重量 - チーズの脂肪重量) × 100